

研修会・講習会における新型コロナウイルス感染防止策について

1 基本的な考え方

地方財務協会（以下「協会」という。）では、研修会・講習会（以下「研修会」という。）の開催に当たり、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、受講者、講師及び協会職員等の感染防止策を講ずるとともに、受講者等において感染者等が確認された場合の対応策を講じる。

2 協会が行う感染症対策

(1) 協会職員等の対応

- ① 協会職員等は、マスクを着用するほか、手洗い、手指の消毒等感染拡大防止策を徹底する。
- ② 講師は、原則として、マスクを着用する。

(2) 会場の設営等

「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に設営する。

① 換気等を行う。

- ア 窓が開閉可能な会場では、状況に応じて窓を開けるようにする。
- イ 会場の扉は、休憩時間等可能な限り解放する。

② 飛沫感染を防止する。

- ア 受付時には、受講者が間隔を空けて並ぶよう誘導する。
- イ 受付カウンターや講師演台には、可能な限りアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。
- ウ 講師と受講者の間隔は、2メートル以上とする。
- エ 受講者数は、会場の収容定員の半分程度以内とする。
- オ 受講者の間隔は、一定の距離をとるよう席の配置に留意する。

③ 接触感染を防止する。

- ア 会場の出入口に、消毒液を設置する。
- イ 会場の出入口のドア等を消毒する。
- ウ 配布資料がある場合には、手渡しせずあらかじめ机に置く。
- エ 講師が交替する際には、マイク等を消毒する。

3 受講者への依頼等（周知事項）

（1）受講前の対応

- ① 受講申込みに当たっては、「(別添2) 研修会・講習会参加者等の遵守事項」に記載された遵守事項をよく読み、承諾事項を了承した上で申し込むこと。
- ② 受講者の所属・職場の電話番号を把握するため、事前に受講者名簿を作成すること。
- ③ 受講料は、受付での現金の授受を避けるため、原則として、振込みとすること。
- ④ 会場までの移動の際、不特定多数の者が集まる空港、駅、交通機関等においても感染防止に留意すること。

（2）受講に当たっての対応

- ① 受講者は、マスクの着用、手洗い、手指の消毒等を励行すること。
- ② 発熱や咳等の風邪症状等がある場合には、受講を取りやめるとともに受講中に同様の症状が出た場合には、速やかに申し出ること。
- ③ 受付時に、当日の体調を確認するため、検温を行うとともに発熱等に該当がある場合は受講を取りやめること。
- ④ 受講中発熱や咳等の風邪症状等が認められる受講者には、退席させることがあること（同行者も同様。協会職員や施設スタッフの指示に従うこと。）。
- ⑤ 会場内における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のための水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。
- ⑥ 会場への入退場は、分散して行うこと。
- ⑦ 上記については、事前周知を図るとともに会場においてもアナウンスにより周知する。

4 研修会終了後の発症者の対応

- ① 受講者及び講師に、研修会終了後 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、協会に連絡するよう依頼する。
- ② 協会は、連絡を受けた場合、個人情報に留意しつつ他の受講者及び講師等に連絡し、注意を促す。

<連絡先>

一般財団法人 地方財務協会 事業部

TEL (03) 3261-8547

FAX (03) 3261-9170

(別添 2)

令和 4 年 8 月
一般財団法人 地方財務協会

研修会・講習会受講者等の遵守事項

この遵守事項は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、地方財務協会（以下「協会」という。）の研修会・講習会（以下「研修会」という。）の受講者等が遵守すべき事項を定めたものです。

受講者等は、この遵守事項をよく読み、承諾事項を了承した上で研修会への申込みを行ってください。

1 承諾事項

○ 研修の参加における感染リスクについて

- 協会が感染防止対策を適切に実施し、受講者等が下記の遵守事項を遵守したとしても、感染を完全に予防できるものではないことを理解した上で研修会に参加すること。

○ 個人情報について

- 収集した個人情報は、①研修会の実施に必要な範囲で利用されること、②新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、必要に応じて保健所等行政機関へ提供される場合があることに同意すること。

○ 遵守事項その他の措置・指示について

- 下記の遵守事項を守り、協会による措置及び指示に従うこと。
 - ※ 参加者等の安全性を担保するため、遵守事項や協会による措置又は指示に従わない受講者等に対して、協会は退席や不参加を求めることがあり、その場合は指示に従うこと。

2 遵守事項

○ 受講者等が遵守する事項

- 受講前日に、次の 3 項目のうち、いずれか一つでも該当する場合は受講を取りやめること。また、当日の受付時に（別紙 3）「受講者等の健康状態チェックリスト」により健康状態をチェックし、体調次第によっては参加を取りやめること。

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳等の風邪症状等がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 受付時や会場内では、原則として、マスクを着用するほか、咳エチケット、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
- ※ アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うこと。
- 研修の受講前後や休憩中も、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を最低1m（できるだけ2m以上）確保（介助者や誘導者が必要な場合は除く。）し、三つの密を避けること。
- 対面での会話は避け、会話をする場合はマスクを着用すること。
- 研修受講に必要な筆記用具等については、原則として、受講者等が準備するものとし、やむを得ない場合を除き受講者等同士での共用は控えること。
- 指定された席で受講すること。
- 私的な事由で生じたゴミは持ち帰ること。
- 研修終了後14日以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、協会に速やかに連絡すること。
- 会場内における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のための水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。
- 感染防止のために協会が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。

<連絡先>

一般財団法人 地方財務協会 事業部

TEL (03) 3261-8547

FAX (03) 3261-9170

(別添 3) **研修会当日、受付に提出**

令和 4 年 8 月
一般財団法人 地方財務協会

このチェックリストは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者等の研修会当日の健康状態を確認するためのものです。

受講者等は、研修会当日受付で検温を行い、このチェックリストに記入し、受付に提出してください。

受講者等の健康状態チェックリスト（回答）

講 習 会 名	研修（講習）会 (令和 4 年 月 日～ 月 日)
団体名・部署名	
氏 名	

私は、以下のすべてに該当しません。

.....
研修の途中でも、以下のチェック事項に一つでも該当することとなった場合は、速やかに退席し、その旨地方財務協会職員等に申し出てください。

- 当日の体温が、37.5度以上若しくは平熱を1度以上超過している。
- 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がある。
- だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある。
- 嗅覚や味覚に異常がある。
- 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある。
- 過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
- 同居家族や身近な知人に、感染が疑われる方がいる。
- 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。
- 政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や、自粛要請が出ている地域からの参加である。